

高知市消防局救急資器材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民等に救急救命の処置を体験する機会を設け、救急救命の啓発を図ることを目的とし、市民等に対し高知市消防局（以下「消防局」という。）の所有する救急資器材（以下「資器材」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「資器材」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 心肺そ生法訓練成人用人形
- (2) 心肺そ生法訓練小児用人形
- (3) 心肺そ生法訓練乳児用人形
- (4) AEDトレーナー
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防長が貸し出すことが適当であると認めるもの

(貸出申請)

第3条 資器材の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として資器材の貸出しを受けようとする日の7日前までに、救急資器材貸出申請書（様式第1号）により消防長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第4条 消防長は、前条の規定により貸出しの申請があった場合には、貸出しの可否を決定し、適当と認めるときは救急資器材貸出申請書決裁簿（様式第2号）により受付をするとともに、救急資器材貸出記録簿（様式第3号）に記録するものとする。

(貸出期間等)

第5条 資器材の貸出期間は、おおむね1週間とする。

2 資器材の貸出し及び返却の場所は、消防局救急課及び各消防署所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(貸出料)

第6条 資器材の貸出料は、無料とする。

(損害賠償等)

第7条 申請者は、故意又は過失により資器材を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、市長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 申請者は、資器材を破損等した場合は、その内容等を直ちに事故報告書（様式第4号）により消防長に報告しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 申請者が資器材を使用し、第三者に損害を与えた場合は、当該申請者がその損害額を負担するものとし、消防局はその損害額を負担しない。

第9条 削除

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則（令和6年6月1日消防局訓令乙第1号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。